

(3) 解散認定申請

NPO法人が、「目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能」により解散しようとする場合は、藤井寺市長の認定を受けなければなりません。これは、法人の活動目的である事業の成功が確定的に不可能となった場合、当該法人が存続している意味はなくなりますが、事業の成功が不能であるか否かについては不明確な場合があり得ることから所轄庁による認定が必要とされているためです。

〔必要な書類〕

順番	書類の名称	ページ	部 数	チェック
1	特定非営利活動法人解散認定申請書 (様式第8号(第9条関係))	114	1 部	
2	特定非営利活動法人の目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能を証する書類		1 部	

【様式第8号(第9条関係)】 ※日本産業規格A列4番の大きさの用紙で提出してください。

1部提出

特定非営利活動法人解散認定申請書

年 月 日

藤井寺市長 様

定款で規定した正式名称を記載してください。
例: 特定非営利活動法人〇〇、NPO法人〇 等

主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人の名称
ふ り が な
代 表 者 の 氏 名
主たる事務所の電話番号 ()

特定非営利活動法人を解散することについて、特定非営利活動促進法第31条第2項の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯

事業の成功が不能となるに至った理由及び経緯について具体的に記載してください。

残余財産の処分方法

- ・定款に定めがある場合は、「他のNPO法人」「国又は地方公共団体」「公益社団・公益財団法人」「学校法人」「社会福祉法人」「更生保護法人」のうち定款に定めた者に帰属します。
- ・また、定款に定めがない場合は、市長の認証を得ることで、国又は地方公共団体に帰属させることができます。
- ・上記以外の場合は、国庫に帰属します。

添付書類

特定非営利活動法人の目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能を証する書面

※本様式は、藤井寺市のみに事務所を設置する場合の様式です。その他の場合は、各都道府県及び市町村の定める様式によってください。